第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第一項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

八〇	削除

第一項の表九九の項を次のように改める。

九九	削除

第一項の表一一一の項を次のように改める。

一一一	削除

第一項の表一二三の項を次のように改める。

一二三	削除

第一項の表一三三の項を次のように改める。

一三三	削除

第一項の表一四六の項を次のように改める。

一四六	削除

第一項の表一五九の項を次のように改める。

一五九	削除

二十五　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第一項の表五二の項及び五三の項を次のように改める。

五二	削除
五三	削除

第一項の表六六の項を次のように改める。

六六	削除

第一項の表八一の項及び八二の項を次のように改める。

八一	削除
八二	削除

第一項の表九八の項を次のように改める。

九八	削除

第一項の表一四一の項及び一四二の項を次のように改める。

一四一	削除
一四二	削除

第一項の表一七〇の項を次のように改める。

一七〇	削除

第一項の表一九三の項を次のように改める。

一九三	削除

第一項の表二一八の項を次のように改める。

二一八	削除

第一項の表二五四の項から二五六の項までを次のように改める。

二五四	削除
二五五	削除
二五六	削除

二十六　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九二の項を次のように改める。

92	削除

第一項の表一三五の項を次のように改める。

135	削除

第一項の表一四七の項を次のように改める。

147	削除

第一項の表一六四の項を次のように改める。

164	削除

第一項の表一七三の項及び一七四の項を次のように改める。

173	削除
174	削除

第一項の表一八三の項を次のように改める。

183	削除